

学校現場の助けになりたいとお考えの方へ

学校・子供応援サポーター 人材バンクにご登録ください

今、学校は教師として働く方や、子供たちへの学習指導や様々な支援のほか、教育環境の整備や事務作業を行っていただく支援スタッフの方々を必要としています。

学校・子供応援サポーター人材バンクにご登録いただくことで、
学校や教育委員会は、今必要としている人材を
この人材バンクの登録者の中から、すぐに探せるようになります。

もし、「学校現場の助けになりたい・・・」と思ったら、ぜひご登録ください！

退職教員、教師志望の学生、学習塾講師、大学生など、
教育関係者の方はもちろん、教育に携わったことがない方でもご登録いただけます。
免許のある方もない方も、ぜひご登録ください。

子供たちのために皆様の力を貸してください。

先生や子供たちを
支援するために登録する



[登録フォーム](#)



よくあるご質問

学校・子供支援サポーター人材バンクの登録に関する主なお問い合わせ内容をまとめています。

Q どんなことをサポートすればいいの？

A 例えば以下のような内容です。

- 教育関係者（退職職員、教員免許取得を目指している方、大学生、塾講師、NPO等）には、子供の学習支援や個別の学習サポート
- ICTが得意な方は、学校と家庭をICT等でつなぐサポート
- そのほか、簡単な事務作業、感染症対策のための校舎内の消毒等のサポート 等

Q 登録にあたって、教員免許は必要ですか？

A どなたでもご登録いただけます。なお、教師として働く場合には教員免許が必要です。

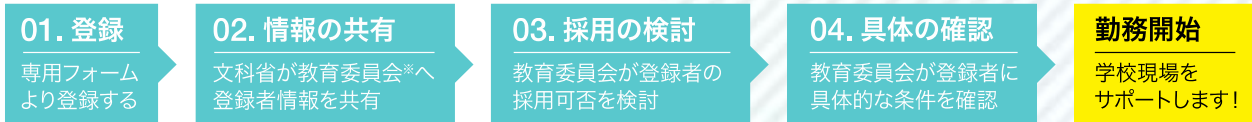
この人材バンクでは、教員免許の保有の有無にかかわらずご登録いただけます。教員免許を保有してなくても、サポートいただけることはございますので、ぜひお気軽にご登録ください。なお、教員免許をお持ちの場合、令和4年7月1日時点で有効な教員免許状（休眠状態のものを含む）は、教員免許更新制が発展的に解消されたことに伴い、何ら手続なく有効期限のない教員免許状としてそのままお使いいただけます。また、令和4年6月30日までに未更新により教員免許を失効した場合でも、都道府県教育委員会に申請することで、再度教員免許状の授与を受けることが可能となりました。

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて https://www.mext.go.jp/content/20221028-mxt_kyoikujinza02-000022570_3.pdf
免許状授与手続窓口一覧 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009_00001.htm

Q 登録したら必ず採用されますか？

A 採用の可否に関しては、教育委員会が検討します。

登録からサポートいただくまでの流れは以下の通りで、採用は教育委員会が行います。



※希望された勤務地（市町村）がある都道府県・政令市の教育委員会

Q 報酬などの勤務条件はどうなりますか？

A 採用される教育委員会や職務内容によって異なります。

ご登録いただいた情報をもとに、教育委員会で求めている人材とマッチした場合には、ご本人に教育委員会から連絡があります。その際に、報酬を含めた勤務条件やサポート内容などを具体的に確認いただくこととなります。

（資格要件として、地方公務員法第16条の欠格条項（禁固以上の刑、懲戒免職処分等）等に該当しないこと等を求められます。）

Q いつから勤務になりますか？

A 採用される教育委員会によって異なります。

採用時期や勤務時期は、採用される教育委員会によって異なります。基本的に学校現場でのサポートを想定しています。